

# 4月15日(日)は名寄市長選挙の投票日です

**注意**

告示日の4月8日(日)17時までに立候補届出者数が定数(市長1)を超えない場合は無投票となり、次の「入場券の送付」や「選挙公報の配布」「投票」は行われません。

## 投票できる方

次の3つの条件を満たす方で、選挙権の停止中でない方。

①平成12年4月16日以前に生まれた方

②1月7日以前に転入届け出を済ませた方

③投票日に名寄市に住民登録されている方

※転出された方は投票できません。

## 投票の方法

投票日当日に投票所入場券(はがき)を持参し、入場券に記載の投票所で投票してください。

投票所が開く時刻は午前7時ですが、閉じる時刻は投票所によって異なりますのでご注意ください。

なお、投票日当日に投票所に行けない方は、次の方法で投票できます。



※投票所入場券(はがき)裏面の「宣誓書」にあらかじめ必要事項を記入いただければ簡単に手続きができます。

郵送などで日数がかかる場合がありますので、お早めに手続きをお願いします。

①指定された病院や施設などに入院中または収容中の方

②出張や旅行で名寄市にいない方

③身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちの方

の方で一定の条件を満たしている方(自宅などで郵便等により投票できます。さらに視力などの障がいがある場合は、本人に代わつて代理人が投票用

紙に記載をする「代理記載制度」があります)



## 選挙公報を配布します

投票所入場券(はがき)を投票日前日までに送付します。

## 入場券を送付します

候補者の氏名や政見などを記載した選挙公報を、4月13日(金)までに各世帯に配布します。

## 期日前投票

投票日当日に仕事や冠婚葬祭などで都合が悪く投票できない方は、次の日程で期日前投票ができます。

※投票所入場券(はがき)は、期日前投票開始日にお手元に届いていない場合がありますが、投票所入場券(はがき)が無くても投票することができます。

## 不在者投票

期日前投票や投票日当日に投票ができない方で、次に該当する場合は不在者投票することができます。

投票所	投票期間・時間
市役所名寄庁舎 (1階ロビー)	4月9日(月)～14日(土) 8:30～20:00
市役所風連庁舎 (1階第1会議室)	4月9日(月)～14日(土) 8:30～19:00
市役所智恵文支所 (老人室)	4月11日(水)～13日(金) 8:30～17:00

## 問い合わせ

名寄市選挙管理委員会  
☎ 01654③2111  
(内線3322)

